

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和7年12月11日(木)
午後2時10分～午後2時25分
- 2 場 所 議会運営委員会室
- 3 出席委員 6名
委員長 熊谷克彦 副委員長 板橋美保
委員 二階堂充 委員 笹森波
委員 千葉栄幸 委員 菊地忍
- 4 委員外議員 3名
議長 長南良彦 副議長 大泉徳子
議員 今野慎介
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局職員 事務局 局長 綱川宏一
次長兼議会総務係長 川上真理子
主幹兼議事調査係長 若林潤
- 7 協議事項
付議事件
 - (1) 議会の運営に関する事項について
 - ① 追加議案の取扱いについて
 - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について
 - ① 名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関

する条例の一部を改正する条例について

(3) 議長の諮問に関する事項について

- ① 建設経済常任委員会調査報告について
- ② 民生教育常任委員会調査報告について
- ③ 議員の派遣について

午後 2 時 1 0 分 開会

○委員長（熊谷克彦） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の委員会は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

本日の協議に必要な資料の一切をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。それでは、議事に入ります。

追加議案の取扱いについてを議題といたします。書記より説明をいたさせます。

○書記（若林 潤） 追加議案の取扱いについて、説明いたします。

初めに、次第書 1 ページの① 追加議案の件名について説明いたします。

今回、条例改正案 2 件、補正予算 4 件、その他 1 件の計 7 件が新たに提出されております。

まず、条例改正案は議案第115号と議案第116号の 2 件で、一般職及び特別職の職員の給与等の改正に係るものです。

次に、その他 1 件については議案第117号 財産の処分についてで、G I G A スクール構想に基づき令和 2 年度に取得し、更新により市内小中義務教育学校での使用を終えた教育用タブレット端末及び付属品 6,900 台を売り払うものです。

次に、補正予算 4 件については、一般会計、介護保険特別会計、水道事業会計、下水道事業会計についてで、内容は職員等の給与条例等の改正に伴うものが主なものとなっております。

次に、② 取扱い案について説明いたします。あわせて、資料 1 の議事日程第 6 号を御覧ください。

初めに、ア 提案理由説明につきまして、日程第 20 議案第 114 号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更についての採決の後、追加議案 7 件を一括上程し、市長より提案理由の説明を受けます。

次に、イ 審議日については、提案理由説明の後、直ちに議案第115号から議案第121号までを議案番号順に審議するものですが、のちほど議題となります次第書2の(1)議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項についてで説明いたしますが、議員の期末手当の支給割合の改正に伴う条例の一部改正案として、議案第116号の採決の後、議案第5号の審議を間にはさむこととなります。

次に、ウ 審議方法については、7か件それぞれについて、質疑の後、委員会付託を省略し、討論、採決を行うこととなります。採決の方法については、起立採決とする案です。

なお、議案第115号及び議案第116号の職員等の給与等に関する一部改正条例関連議案2か件については、一括議題として審議の冒頭に担当部長より補足説明があります。その後、一括して質疑を行い、委員会付託省略後、それぞれ1件ずつ討論、採決を行うものとする案です。また、議案第117号の財産の処分については、審議の冒頭に担当部長より補足説明があります。その後、質疑を行い、委員会付託省略後、討論、採決を行うものとする案です。

追加議案の取扱いについて、説明は以上です。

○委員長（熊谷克彦） 追加議案の取扱いについて、書記より説明をいたしましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦） お諮りいたします。

追加議案の取扱いについては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦） 御異議なしと認めます。よって、追加議案の取扱いについては、そのように決定いたしました。

次に、名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。初めに、書記より説明をいただきます。

○書記（若林 潤） 名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

まず、次第書2ページ上段の(1)の① 改正案について説明いたします。

議会案としての上程日は、令和7年12月16日火曜日を予定しております。提出者は、議会運営委員会委員長とし、賛成者は議会運営委員会の委員といたします。

条例改正の内容ですが、本市議会議員の期末手当の支給割合については、国の特別職の職員の支給割合に準じていますが、今国会(第219回)での人事院勧告による一般職の国家公務員の給与改定に伴い、一般職同様に特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が国会に提出されました。この内容に準じ、本市議会議員の特別職の給与等についてもその趣旨に沿って改正すべく、条例を制定するものです。

その内容については、期末手当の支給割合を現在の年間3.45月分を3.50月分に0.05月分引き上げ、令和7年12月支給分から実施するというものです。

資料2の条例改正案文をご覧ください。

第1条ですが、令和7年12月支給分は現在100分の172.5ですが、これが100分の177.5に引き上げられます。令和7年6月支給分が100分の172.5でしたので、改正後の12月支給分の100分の177.5を合わせますと、100分の350、年間3.50月分となります。

次に第2条ですが、令和7年度で6月支給分100分の172.5、12月支給分100分の177.5月分であったものを、令和8年度はどちらも100分の175とし、年間3.50月分として支給するよう改正し、令和8年4月1日に施行する予定になっています。

国のこのような根拠法令の改正を受けまして、本市議会議員の期末手当の取扱いについて、御協議いただくものです。

なお、このことについては、令和7年12月2日の会派代表者会議において説明し、了承を得ております。

また、改正条例が可決されましたら、引き上げ分の0.05月分については差額支給として令和7年12月26日に支給を予定しております。

なお、議員1人当たりの差額支給額は2万7,650円となります。

改正に伴い増額となる議員期末手当の予算については、議会費を追加補正

することで対応させていただくものです。

次に、次第書2ページの(1)の② 取扱い案について説明いたします。

併せて、資料1の議事日程第6号を御覧願います。

初めに、ア 上程・審議日については、先の追加議案の取扱いについてで説明しましたが、日程第22 議案第116号 名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の採決の後を予定しております。

次に、イ 審議方法については、提案理由説明、質疑、及び討論を省略し、直ちに起立採決により採決を行うものです。

名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、説明は以上です。

○委員長(熊谷克彦) ただいま、名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がございましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(熊谷克彦) お諮りいたします。名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(熊谷克彦) 御異議なしと認めます。よって、名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、そのように決定いたしました。

次に、建設経済常任委員会調査報告についてを議題といたします。

書記より説明いたさせます。

○書記(若林 潤) 建設経済常任委員会調査報告について、説明いたします。

次第書2ページ中段を御覧願います。

建設経済常任委員会調査報告ですが、閉会中の継続調査としていた調査項目について、調査の結果が議長宛て提出されております。

その調査結果については、資料3のとおりです。内容については、後ほど

御覧いただきたいと思います。

取扱い案ですが、調査報告書の写しを令和7年12月16日の本会議において配付したいと考えております。

次に、進め方ですが、資料1、議事日程第6号を御覧ください。議案第121号 令和7年度名取市下水道事業会計補正予算（第4号）の採決の後、上程いたしまして、委員長より報告を受け、委員長報告に対する質疑を行いたいと考えております。

建設経済常任委員会調査報告について、説明は以上です。

○委員長（熊谷克彦） 建設経済常任委員会調査報告について、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦） お諮りいたします。

建設経済常任委員会調査報告については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦） 御異議なしと認めます。よって、建設経済常任委員会調査報告については、そのように決定いたしました。

次に、民生教育常任委員会調査報告についてを議題といたします。

書記より説明いたさせます。

○書記（若林 潤） 民生教育常任委員会調査報告について、説明いたします。

次第書2ページ中段を御覧願います。

民生教育常任委員会調査報告ですが、閉会中の継続調査としていた調査項目について、調査の結果が議長宛て提出されております。

その調査結果については、資料4のとおりです。内容については、後ほど御覧いただきたいと思います。

取扱い案ですが、調査報告書の写しを令和7年12月16日の本会議において配付したいと考えております。

次に、進め方ですが、資料1、議事日程第6号を御覧ください。建設経済常任委員会調査報告についての質疑の後、上程いたしまして、委員長より報

告を受け、委員長報告に対する質疑を行いたいと考えております。

民生教育常任委員会調査報告について、説明は以上です。

○委員長（熊谷克彦） 民生教育常任委員会調査報告について、書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦） お諮りいたします。

民生教育常任委員会調査報告については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦） 御異議なしと認めます。よって、民生教育常任委員会調査報告については、そのように決定いたしました。

次に、議員の派遣についてを議題といたします。

初めに、このことについて書記より説明いたさせます。

○書記（若林 潤） 議員の派遣について、説明いたします。

次第書2 ページ下段と、資料5 を御覧願います。

地方自治法第100条第13項及び名取市議会会議規則第156条の規定により、議員を派遣するものです。

初めに、1 増田中学校における総合的な学習の時間（地域を知る学習）です。

派遣期間は、令和8年1月19日月曜日、派遣場所は宮城県名取市です。派遣議員は、佐藤さやか議員、佐藤 繁樹議員、鈴木 英信議員、寺嶋 雅子議員、千葉 栄幸議員、菅原 和子議員、大友 康信議員、山田龍太郎議員の8名です。

次に、2 宮城県市議会議長会春季定期総会です。

場所は、宮城県名取市、期間は令和8年1月22日木曜日の1日間です。派遣議員は、長南良彦議長と大泉徳子副議長です。

次第書にお戻りください。

②の取扱い案の上程日及び採決方法については、令和7年12月16日火曜日、民生教育常任委員会調査報告についての質疑の後に上程し、簡易採決とするものです。

なお、議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任するものです。

議員の派遣について、説明は以上です。

○委員長（熊谷克彦） ただいま、議員の派遣について説明いたさせましたが、御意見等がございましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦） お諮りいたします。

議員の派遣につきましては、原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊谷克彦） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣につきましては、原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもって議会運営委員会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

午後2時25分 散会

令和7年12月11日

議会運営委員会

委員長 熊谷 克彦